

浜松市舞阪文化センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市民の生活文化の振興に寄与するため設置する舞阪文化センターについて必要な事項を定める。

(名称及び位置)

第2条 舞阪文化センターは、浜松市舞阪文化センター（以下「文化センター」という。）といい、浜松市舞阪町舞阪2701番地の1に置く。

(事業)

第3条 文化センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民の教養の向上に関すること。
- (2) 市民の健康の増進に関すること。
- (3) 情報の交換及び調査研究に関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、教育委員会（以下「委員会」という。）が必要であると認める事業

(開館時間)

第4条 文化センターの開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日等)

第5条 文化センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、開館し、又は休館日を変更することができる。

- (1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日まで

(入館の制限)

第6条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者がある場合は、入館を拒み、又は退館を命じることができる。

- (1) 施設、設備、展示品等を損傷した者又はそのおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑になるおそれがある物品又は動物類を携帯する者
- (3) めいていしている者
- (4) 管理上必要な指示に従わない者

(利用の許可)

第7条 文化センターを利用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより委員会の許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第8条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、文化センターの施設の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (3) 施設、設備、展示品等を損傷するおそれがあるとき。
- (4) 営利を図る目的で利用するおそれがあるとき（委員会が認めた場合を除く。）。
- (5) 前各号に定めるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

（使用料）

第9条 文化センターの施設の使用料は、別表のとおりとする。

- 2 前項に規定する使用料は、利用する日前において市長が指定する日までに納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該使用料の全部又は一部を利用後に納付することができる。

（使用料の減免）

第10条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条第1項に規定する使用料を減免することができる。

（使用料の不還付）

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。

（利用権の譲渡禁止）

第12条 第7条の規定による許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（利用許可の取消し等）

第13条 委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、利用の条件を変更し、又は利用を停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 管理上支障があるとき。

（特別設備の許可）

第14条 利用者は、文化センターに特別の設備をしようとするときは、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

- 2 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしない。

- (1) 施設、設備又は展示品等を損傷するおそれがあるとき。
- (2) 前号に定めるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

（原状回復の義務）

第15条 利用者は、文化センターの利用を終了したとき又は第13条の規定により利用許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちにこれを原状に回復しなければ

ばならない。

（損害賠償の義務）

第 16 条 文化センターの施設，設備，展示品等を損傷し，又は滅失した者は，その損害について委員会が定める額を賠償しなければならない。

（職員）

第 17 条 文化センターに館長その他必要な職員を置く。

（委任）

第 18 条 この条例に定めるもののほか，この条例の施行について必要な事項は，教育委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は，平成 17 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 舞阪町の編入の日前に，舞阪町民センター条例（昭和 48 年舞阪町条例第 24 号）の規定によりされた処分，手続その他の行為は，この条例の相当規定によりされたものとみなす。

別表（第 9 条関係）

利用時間区分 利用区分	午前	午後	夜間
	午前 9 時から 午前 12 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時 30 分まで
大会議室	円 1,980	円 2,630	円 3,150
中会議室 21 号	1,580	2,100	2,630
中会議室 22 号	1,580	2,100	2,630
小会議室 21 号	790	1,050	1,370
小会議室 22 号	790	1,050	1,370
小会議室 23 号	790	1,050	1,370
小会議室 31 号	790	1,050	1,370
調理室	1,580	2,100	2,630
和室 11 号	790	1,050	1,370
和室 21 号	790	1,050	1,370
和室 22 号	790	1,050	1,370
和室 31 号	790	1,050	1,370
和室 32 号	790	1,050	1,370
ホール	4,730	6,300	6,300
多目的室	2,700	3,600	4,800

備考

- 1 午前から午後まで、午後から夜間まで又は午前から夜間までの利用時間区分を連続して利用する場合の使用料は、それぞれこの表に定める使用料の合計額とする。
- 2 特別の設備をした場合における当該設備に利用する電気及び水道の使用料については、委員会が別に定める。

（あらし）

この条例は、市町村合併に伴い、舞阪町から引き継ぐ文化センターの管理、使用料等について定めるものです。